２　施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

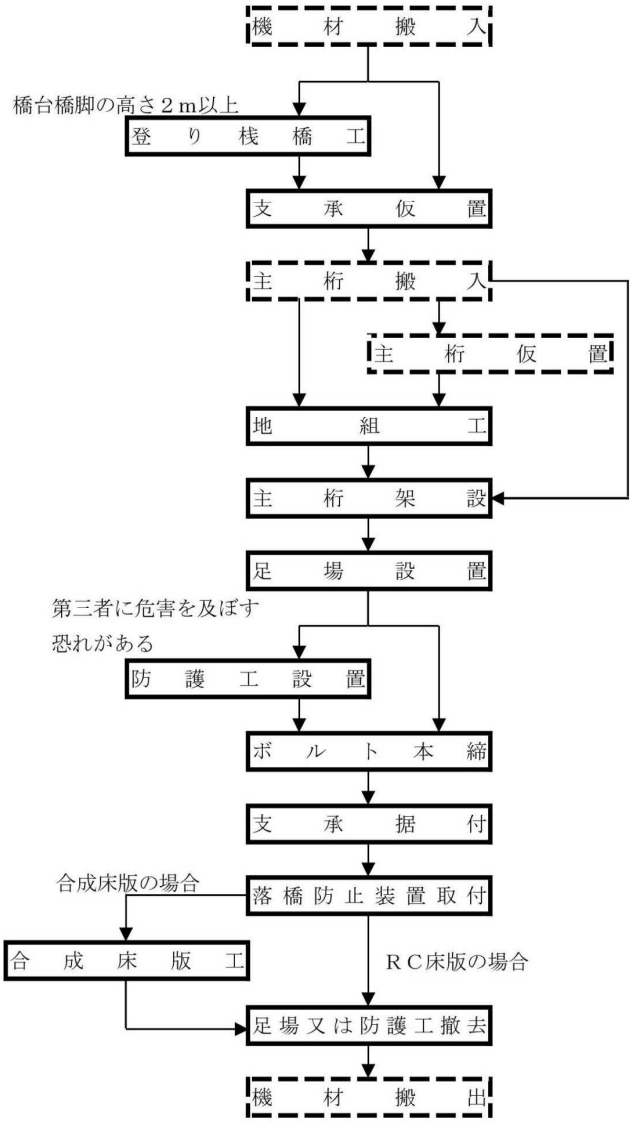

備考　本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

３　機種の選定

３－１　移動式クレーン

移動式クレーンの機種・規格は、次表を標準とする。

工　　法	用　途	種 類 ・ 規 格
・移動式クレーン ・移動式クレーンによるステージング	架設用クレーン 合成床版用 クレーン	５ｔ以上80ｔ未満 ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型（2014年規制）　各種 それ以外 トラッククレーン油圧伸縮ジブ型　各種
・ケーブルクレーン ・ケーブルクレーンによるステージング ・ケーブルエレクション	補助クレーン	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（2014年規制） 各種

備考　１　架設用クレーン、合成床版用クレーン、補助クレーンは、最大部材質量、作業半径、吊上げ高さ等を勘案し、現場条件に適合した規格、台数を選定し計上する。

２　地組を行う場合の主クレーンは、架設と兼用するものとし、最大部材質量、作業半径は地組を考慮したものとする。

13　架設用機械設備及び工具の供用日数

09－03－1300

架設用機械設備及び工具の供用日数等は、次表を標準とする。これにより難い場合は、別途考慮する。

表3.13　設備及び工具の供用日数等

設備機械工具名	工　法　別	供用日数（移動式クレーンは運転日数）	
移動式クレーン	移動式クレーン	架設用	（A又はA＋B）（×1.4）
		合成床版用	J（×1.4）
		作業用	（C＋D＋I）
	移動式クレーンによるステージング	架設用	（A又はA＋B）（×1.4）
		合成床版用	J（×1.4）
		作業用	（C＋D＋E＋I）
	ケーブルクレーン	補助	（F＋I）
	ケーブルクレーンによるステージング	補助	（F＋I）
	ケーブルエレクション	補助	（G＋I）
ケーブルクレーン	ケーブルクレーン	（A＋B＋C＋D＋F＋H）×1.7	
	ケーブルクレーンによるステージング	（A＋B＋C＋D＋E＋F＋H）×1.7	
ケーブルエレクション		（A＋B＋C＋D＋G＋H）×1.7	
ベ　ン　ト		（A＋B＋C＋E＋H）×1.7	
架設工具（組立用工具及びボルト締付用工具）		（A＋B＋C＋D＋E＋（F又はG）＋H）×1.7	
ドリフトピン及び仮締ボルト		（A＋B＋C＋（F又はG）＋H）×1.7	
発動発電機		（A＋B＋C＋E＋（F又はG）＋H）×1.7	

A：架設日数（W／Dw）
B：地組日数（G／Dg）
C：支承据付日数（N／Dn）
D：落橋防止装置取付日数（K／Dk　K：落橋防止装置組数）
E：ベント設置・撤去日数（T／Dt）
F：ケーブルクレーン設備組立・解体日数（dc）
G：ケーブルエレクション設備組立・解体日数（De）
H：ボルト締付日数(Q／Dq)及び現場溶接日数
I：小運搬日数
J：合成床版架設日数

備考　1　供用日数は1パーティで各工種ごとに供用日数等を累加している。大規模工事・工期などから上表により難い場合、2パーティ、3パーティと編成人員が増す場合などは、工程表から工種による供用日数等のラップ等を考慮して算出する。

2　作業種別が、移動式クレーン、移動式クレーンによるステージングで地組のある場合は、架設用クレーンの運転日数をA＋Bとする。

3　作業種別が、移動式クレーン、移動式クレーンによるステージングで架設用クレーン又は合成床版用クレーンが80t吊以上の場合は、運転日数に（　）内の係数を乗じる。

4　鋼床版溶接に伴う機械設備及び工具は、別途計上する。

5　移動式クレーン、発動発電機は賃料とする。

6　発動発電機の燃料、油脂類については架設等諸雑費に含まれるため、賃料のみ計上する。

7　移動式クレーンの運転日数及びその他各種機械類の供用日数等は整数止めとし、小数第1位を四捨五入する。

8　架設用クレーン等が架設工程上現場に拘束されることにより、供用日数が運転日数と著しく異なる場合は補正することが出来る。

9　ベント基礎に鋼板を用いる場合は、作業用クレーンの運転日数に、基礎にかかる運転日数も計上するものとする。